

様式第1

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
交付申請書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づきキャッシュレス決済事業者としての登録及び交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の開始日
2. 申請する補助金交付予定額
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）
4. 一般社団法人キャッシュレス推進協議会が定めるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）交付規程第12条に基づき提出した書類一式（写）
5. 交付要綱別表項番2「端末・付属品費用」に定める機器のカタログ/仕様書
6. 交付要綱別表項番2に係る見積書

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(消費税率8%による税込金額。単位：円)

1 経産省補助金対象経費

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付予定額
端末・付属品費用				
決済端末(含ソフトウェア)			1/3	
付属品			1/3	
その他費用				
設置費			1/3	
その他			1/3	
小計 1 (A)				

2 経産省補助金対象外経費

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付予定額
端末・付属品費用				
付属品(含ソフトウェア)			10/10	
その他費用				
設置費			10/10	
小計 2 (B)				

3 合計

合計 (A+B)				
-------------	--	--	--	--

名 称  
代表者等名 殿

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金に係る  
キャッシュレス決済事業者の登録及び同補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金については、キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第5条第2項の規定に基づきキャッシュレス決済事業者として登録したので通知します。併せて、交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
- 補助金の交付予定額は、次のとおりとする。  
補助金の交付予定額 金 円  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 補助金の交付予定額は、額の確定をもって交付決定額と読み替えるものとする。
- 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の交付予定額は、次のとおりとする。

(1) 経産省補助金対象経費 (単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付予定額
端末・付属品費用				
決済端末（含ソフトウェア）			1/3	
付属品			1/3	
その他費用				
設置費			1/3	
その他			1/3	
小計 1 (A)				

## (2) 経産省補助金対象外経費

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付予定額
端末・付属品費用				
付属品 (含ソフトウェア)			10/10	
その他費用				
設置費			10/10	
小計 2 (B)				

## (3) 合計

(単位：円)

合計 (A+B)				
-------------	--	--	--	--

5. 補助事業者は、以下に掲げる条件に従って補助事業等を実現しなければならない。

- (1) 補助事業者は、交付要綱及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うこと。
- (3) 補助事業者は、第30条の規定に基づき財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 補助事業者は、補助事業終了後、財団又は札幌市の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。
- (5) 補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条に規定する公共工事が発注される場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すべきこと。

6. 財団は、交付決定または精算（概算）払請求の後に補助金の交付に係る予算が不足した場合等において、申請者に対応を通知することがある。

7. その他、財団の付した条件を遵守すること。

様式第3

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
交付申請取下げ届出書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第12条の規定に基づき、キャッシュレス推進事業費補助金の交付申請の取下げを届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費 円
  - (2) 補助金の額 円

様式第4

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
計画変更（等）承認申請書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、キャッシュレス推進事業費補助金における計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第5

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
承継承認申請書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第16条の規定に基づき、キャッシュレス推進事業費補助金における承継承認について下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額 円
7. 既に交付を受けている補助金の額 円

様式第6

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
事故報告書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第17条の規定に基づき、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
状況報告書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金の状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

1 経産省補助金対象経費

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
端末・付属品費用			
決済端末（含ソフト ウェア）			
付属品			
その他費用			
設置費			
その他			
小計1（A）			

2 経産省補助金対象外経費

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
端末・付属品費用			
付属品（含ソフト ウェア）			
その他費用			
設置費			
小計2（B）			

3 合計

(単位：円)

合計（A+B）			
---------	--	--	--

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
実績報告書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額 円
- (2) 内訳
  - ①第 回概算払額 円
  - ②第 回概算払額 円

4. 事業完了日

5. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

(注) この報告書には、当該年度に財産を取得している場合は、様式第14による取得財産等管理  
明細表を添付すること。



2 経産省補助金対象外経費

補助対象経費の 区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額
端末・付属品費用						
決済端末（含 ソフトウェア）						
その他費用						
設置費						
小計2（A）						

(単位：円)

決 算 額						備 考
収入	支 出				差 引	
補助金の収入額	補助対象経費 の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金の額		

3 合計

補助対象経費の 区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額
合計（A+B）						

(単位：円)

決 算 額						備 考
収入	支 出				差 引	
補助金の収入額	補助対象経費 の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金の額		

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
補助金の返還報告書（確定に係るもの）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定があった上記補助金について、キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第21条の規定に基づき、補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、同交付要綱第21条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金 金 円
  - (2) 延滞金 金 円
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
  - (1) 返還金 金 円
  - (2) 延滞金 金 円

様式第10

番 号  
年 月 日

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
精算（概算）払請求書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第22条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 金 円
3. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。） （別紙）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先

銀行 支店 預金の種別 口座番号 口座名義

(別紙)

請求金額の算出内訳

1 経産省補助金対象経費 (単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
端末・付属品費用							
決済端末 (含ソフトウェア)				1/3			
付属品				1/3			
その他費用							
設置費				1/3			
その他				1/3			
小計 (A)							

2 経産省補助金対象外経費 (単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
端末・付属品費用							
付属品 (含ソフトウェア)				10/10			
その他費用							
設置費				10/10			
小計 (B)							

3 合計 (単位：円)

合計 (A+B)							
----------	--	--	--	--	--	--	--

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
手続き代行申請書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第23条の規定に基づき、キャッシュレス推進事業費補助金の手続き代行について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 代表申請事業者名
3. 代行する手続き内容
4. 手続き代行の目的及び理由

代表申請事業者	会社情報													
	会社名カナ													
	会社名													
	会社法人等番号													
	連絡先（管理担当）													
	氏名 カナ				姓					名				
	氏名				姓					名				
	電話番号													
	携帯電話番号													
	メールアドレス													



取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年 数	保管場 所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第28条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、第28条第2項に定める期間を記載すること。

取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年 数	保管場 所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第 28 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、第 28 条第 2 項に定める期間を記載すること。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
理事長 秋元 克広 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

令和 年度キャッシュレス推進事業費補助金  
財産処分承認申請書

キャッシュレス推進事業費補助金交付要綱（令和元年8月事務局長決裁。以下「交付要綱」という。）第28条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由（別紙）
2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）
3. 処分の条件

（注）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること。  
2. 自己使用の場合は、その用途を記載すること。  
3. 取得財産が共有の場合は、備考欄に共有相手先及び共有比率を記載すること。